

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動埼玉県実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図り、官民一体となって、国民一人一人の薬物乱用問題に対する認識を高め、内外における薬物乱用防止に資することを目的に全国的に実施する「ダメ。ゼッタイ。」普及運動に併せ、本県でのこの運動を円滑に展開するため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動埼玉県実行委員会(以下「実行委員会」)を設置する。

(組織)

第2条 実行委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、会長が就任依頼し承諾を得た者(以下「委員」という。)30人以内をもって構成する。

- (1) 埼玉県保健所管内薬物乱用防止指導員協議会会長
- (2) ボランティア団体代表
- (3) 薬物乱用防止指導員推薦団体代表
- (4) 保健所長会会長
- (5) 警察本部刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長
- (6) 保健医療部薬務課長
- (7) その他関係団体

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 委員長 1名
 - (4) 副委員長 1名
 - (5) 監事 2名
- 2 会長は、埼玉県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、保健医療部長をもって充てる。
- 4 委員長、副委員長及び監事は、委員の互選によって選出する。

(役員職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、事業を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

3 委員長は、実行委員会の運営を司り、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

5 監事は、会計その他の事務を監査する。

(会議)

第6条 実行委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 実行委員会は、原則として公開とする。

(所掌事項)

第7条 実行委員会は、次の事業を行う。

- (1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の企画、運営に関する事。
- (2) 「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動の連携支援に関する事。

(3) その他「ダメ。ゼッタイ。」普及運動に関すること。

(支部)

第8条 実行委員会は、支部を置くこととし、支部は埼玉県薬物乱用防止指導員連合協議会をもって充てる。

(事務局)

第9条 実行委員会の事務局は、埼玉県保健医療部薬務課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する
平成14年4月1日時に委嘱されている者については、第2条の承諾を得たものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する